



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 地域森林計画の案の縦覧（森林管理課） 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2

公 告

- 補正予算の公表（財政課） 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部会計課） 12
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部情報管理課） 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部交通指導課） 13

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立中部病院） 13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院） 14

公安委員会事項

- 検定合格者審査の実施 16

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・2件 17

告 示

沖縄県告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 平成29年10月31日から同年11月29日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

沖縄県告示第526号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、竹富加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成29年10月31日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

沖繩県告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖繩総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月31日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 名護市字川上から字伊差川地内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成29年9月30日から平成30年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成29年10月16日県議会の議決を経た補正予算の要領を次のとおり公表する。

平成29年10月31日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

平成29年度沖繩県一般会計補正予算（第2号）

平成29年度沖繩県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に4,794,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ740,977,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 国庫支出金		209,067,553	155,440	209,222,993
	1 国庫負担金	44,005,604	18,869	44,024,473
	2 国庫補助金	163,191,480	136,571	163,328,051
13 繰入金		30,242,298	4,814,609	35,056,907
	2 基金繰入金	30,201,127	4,814,609	35,015,736
14 繰越金		110,552	172,946	283,498
	1 繰越金	110,552	172,946	283,498
15 諸収入		31,197,347	8,517	31,205,864
	8 雑収入	7,480,362	8,517	7,488,879
16 県債		56,311,900	△ 356,600	55,955,300
	1 県債	56,311,900	△ 356,600	55,955,300
歳 入 合 計		736,182,995	4,794,912	740,977,907

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		66,616,573	8,743,676	75,360,249
	1 総務管理費	16,534,694	8,736,420	25,271,114
	7 統計調査費	549,709	7,256	556,965
3 民生費		113,117,823	45,498	113,163,321

	1 社会福祉費	69,338,000	25,249	69,363,249
	2 児童福祉費	34,496,858	20,249	34,517,107
4 衛生費		34,963,274	362,468	35,325,742
	1 公衆衛生費	14,934,432	13,500	14,947,932
	2 環境衛生費	2,925,628	8,517	2,934,145
	3 環境保全費	2,051,167	35,596	2,086,763
	5 医薬費	7,024,657	304,855	7,329,512
6 農林水産業費		56,304,467	△ 1,868,829	54,435,638
	2 畜産業費	5,234,342	△ 1,970,082	3,264,260
	3 農地費	21,390,458	101,253	21,491,711
7 商工費		37,943,816	△ 901,079	37,042,737
	1 商業費	7,125,652	136,935	7,262,587
	2 工鉱業費	22,032,625	12,428	22,045,053
	3 観光費	8,785,539	△ 1,050,442	7,735,097
8 土木費		96,595,941	△ 1,714,618	94,881,323
	1 土木管理費	18,144,491	4,601	18,149,092
	4 港湾費	11,872,990	△ 710,457	11,162,533
	5 都市計画費	17,557,955	24,204	17,582,159
	7 空港費	6,168,111	△ 1,032,966	5,135,145
10 教育費		163,605,039	54,169	163,659,208
	4 高等学校費	43,632,121	44,362	43,676,483
	5 特別支援学校費	15,623,034	7,854	15,630,888
	6 社会教育費	3,449,267	1,953	3,451,220
11 災害復旧費		3,454,175	73,627	3,527,802

	1 農林水産施設災害復旧費	1,975,340	6,000	1,981,340
	2 土木施設災害復旧費	1,412,511	58,601	1,471,112
	3 教育施設災害復旧費	66,324	9,026	75,350
歳 出	合 計	736,182,995	4,794,912	740,977,907

第 2 表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費			千円 276,770
	5 医 薬 費		276,770
		八重山圏域における脳神経外科の医療提供体制整備事業	276,770
6 農林水産業費			751,084
	5 水 産 業 費		751,084
		水産環境整備事業	346,084
		水産生産基盤整備事業	405,000
8 土 木 費			7,921,060
	1 土木管理費		1,768,987
		沖縄振興公共投資交付金(道路街路課市町村事業)	1,768,987
	2 道路橋りょう費		2,491,800
		沖縄都市モノレール道整備事業費(道路)	965,800
		地域連携道路事業費(地域高規格道路)	876,000
		社会資本整備総合交付金(道路)	490,000
		沖縄振興公共投資交付金(道路)	160,000
3 河川海岸費		75,877	

		地 す べ り 対 策 事 業 費	75,877
	4 港 湾 費		570,000
		港 湾 海 岸 環 境 整 備 事 業 費	570,000
	5 都 市 計 画 費		3,014,396
		沖 縄 都 市 モ ノ レ ー ル 道 整 備 事 業 費 (街 路)	803,164
		都 市 モ ノ レ ー ル 受 託 事 業 費	2,211,232
11 災 害 復 旧 費			356,319
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		350,000
		河 川 等 災 害 復 旧 事 業 費	350,000
	3 教 育 施 設 災 害 復 旧 費		6,319
		社 会 体 育 施 設 等 災 害 復 旧 事 業 費	6,319
合 計			9,305,233

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
図 書 館 情 報 シ ス テ ム 整 備 事 業	平 成 29 年 度 か ら 平 成 35 年 度 ま で	千 円 299,375

(廃 止)

事 項	期 間	限 度 額
大 型 M I C E 受 入 環 境 整 備 事 業	平 成 30 年 度 か ら 平 成 32 年 度 ま で	千 円 49,945,576
大 型 M I C E 受 入 体 制 強 化 事 業	平 成 30 年 度 か ら 平 成 43 年 度 ま で	2,322,182

公共離島空港整備事業費	平成30年度	642,848
県単離島空港整備事業費	平成30年度	390,116

第 4 表 地 方 債 補 正

(変 更)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
	千円	千円	千円			
公 共 事 業 等	14,105,200	11,800	14,117,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 による。 発行価格が 額面金額を 下回るとき は、その発 行差額をう めるため必 要な金額を これに加算 した金額と することが できる。 (借入時期) 平成29年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置 期間を含め30年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。
沖縄振興特別推進 交付金事業	3,300,700	△ 93,200	3,207,500			
県単離島空港整備事業	304,600	△ 292,500	12,100			
災 害 復 旧 事 業	833,700	17,300	851,000			

				年度に繰り延べて起債することができる。		
合 計	56,311,900	△ 356,600	55,955,300			

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

第 1 表 債 務 負 担 行 為 補 正

（追 加）

事 項	期 間	限 度 額
下地島空港管理運営費	平成29年度から 平成31年度まで	千円 270,000

平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に55,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12,928,086千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 国庫支出金		4,398,844	△ 4,601	4,394,243
	1 国庫補助金	4,398,844	△ 4,601	4,394,243
8 県 債		915,200	59,800	975,000
	1 県 債	915,200	59,800	975,000
歳 入 合 計		12,872,887	55,199	12,928,086
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		11,471,712	55,199	11,526,911
	1 都市計画費	11,471,712	55,199	11,526,911
歳 出 合 計		12,872,887	55,199	12,928,086

第2表 地方債補正

(変 更)						
起 債 の 目 的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
下 水 道 事 業	千円 915,200	千円 59,800	千円 975,000	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 平成29年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以上とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	915,200	59,800	975,000			

平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成29年度沖縄県産業振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に20,346千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ393,039千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 繰 入 金		234,322	20,346	254,668
	1 基 金 繰 入 金	234,322	20,346	254,668
歳 入 合 計		372,693	20,346	393,039

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 産 業 振 興 費		372,693	20,346	393,039
	1 産 業 振 興 費	372,693	20,346	393,039
歳 出 合 計		372,693	20,346	393,039

平成29年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度沖縄県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 平成29年度沖縄県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	
第1款 資本的収入	10,421,632千円	304,855千円	10,726,487千円	
第4項 他会計補助金	0	304,855	304,855	
		支 出		
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	
第1款 資本的支出	12,139,203千円	304,855千円	12,444,058千円	
第1項 建設改良費	9,023,771	304,855	9,328,626	

（他会計からの補助金の補正）

第3条 予算第9条中「1,788,752千円」を「2,093,607千円」に改める。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察遺失物管理システム装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 那覇市久茂地1丁目2番20号
- 5 落札金額 42,984,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年8月8日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県警察情報共有システム機器等の賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成29年9月20日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 リコーリース株式会社 東京都江東区東雲一丁目7番12号
- 5 契約金額 138,535,920円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月31日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察放置駐車違反管理システム機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成29年9月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 日立キャピタル株式会社九州法人支店 福岡県福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 落札金額 223,547,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成29年7月28日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

- 1 調達する物品等の種類 血管造影装置改良 一式
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
 - (3) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は簡易郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

(3) 申請書等の受付期間 平成29年11月1日(水曜日)から同月10日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月30日(金曜日)までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立中部病院が実施する血管造影装置改良一式に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

沖縄県立中部病院長 本 竹 秀 光

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 血管造影装置改良 一式

(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入の期限 平成30年3月30日(金曜日)

(4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 平成29年10月31日付け沖縄県公報定期第4590号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による血管造影装置改良一式に係る入札参加資格を有すると認められた者

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 平成29年11月1日(水曜日)から同月10日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から平成29年11月10日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成29年12月11日(月曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県立中部病院本館2階第1会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県立中部病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成29年11月10日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課
- (2) 所在地 〒904-2293 うるま市宇宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成29年12月8日(金曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Procurement related to vascula angiography equipment upgrades 1 set

(2) DELIVERY PERIOD

The date in March 30, 2018

(3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS

5:00 p.m. November 10, 2017

(4) DATE AND TIME FOR BIDS

10:00 a.m. December 11, 2017

(5) CONTACT

Administration Division Okinawa Prefectural Chubu hospital

281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293 Japan

Telephone 098-973-4111

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第234号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成29年10月31日

沖縄県公安委員会

1 審査種別、級、審査日時、審査場所等

審査種別	級	定員	審査日時	審査場所
空港保安警備業務	1級	10人	平成29年12月13日（水曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階803会議室
	2級	10人		
施設警備業務	1級	10人		
	2級	10人		
交通誘導警備業務	1級	10人		
	2級	10人		
貴重品運搬警備業務	1級	10人		
	2級	10人		

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

空港保安警備業務	1級	規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
施設警備業務	1級	規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
交通誘導警備業務	1級	規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者

	2級	規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1級	規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者
	2級	規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

学科試験		実技試験	
科目	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。	科目	警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
問題数	10問		

4 審査申請手続

- (1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、平成29年11月13日（月曜日）から同月17日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - (2) 申請に必要な書類
 - ア 審査申請書 1通
 - イ 添付書類
 - (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉
 - (イ) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し
 - (ウ) (イ)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所地を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
 - (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
 - (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。
- 6 その他
- (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階で、受付を終えること。
 - (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
 - (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗り入れを禁止する。
 - (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第77号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年10月31日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 名護都市計画道路事業3・4・4号伊差川線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
名護市大東三丁目	2485番2	宅地	331.00	332.98	9.15	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のP3、110、128、129、P2、NO.2+2.5R8、NO.2+5R8、NO.0.2+7.5R8、NO.2+10R8、NO.2+12.5R8、NO.2+15R8及びP3の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
仲宗根和彦	那覇市字大道164番地ライオンズマンションほたる橋502

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
株式会社北部住宅サービス 代表取締役 仲里邦夫	名護市大東三丁目22番26号沖商ハイツ	土地使用借権
株式会社沖縄銀行 代表取締役 玉城義昭	那覇市久茂地3丁目10番1号	根抵当権 平成23年12月28日第15713号

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年10月12日

沖縄県収用委員会告示第78号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成29年10月31日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 南城都市計画道路事業3・4・1号南部東道路
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
南城市大里字大城平田原	184番	畑	708	705.74	528.30	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のK553、R197-3、R197-4、R197-5、R197-6、R197-7、R198、K554、G479、487、488及びK553の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
賀数朝明	宜野湾市我如古二丁目36番15-202号山本荘

賀数朝春	愛知県名古屋南区阿原町5番地
半嶺和美	浦添市大平二丁目4番1-501号ゴールドキャッスル大平
大城トシ子	大阪府岸和田市尾生町1191番地の49
知花昌吉	那覇市古波蔵2丁目32番27号吉長マンション503
知花勝己	宜野湾市大山二丁目29番7号
安里和子	宜野湾市上原二丁目3番15号1F
伊智江津子	浦添市仲西二丁目3番2-201号リバーサイド伊智
照喜名名孝	大阪府松原市天美南六丁目2番5号
照喜名朝次	南城市佐敷字新開1番地236県営新開第二団地1-101
照喜名朝茂	鹿児島県奄美市名瀬大字浦上742番地4
照喜名賢次	住所及び居所不明ただし、最終の住所那覇市寄宮86番地
照喜名幸子	南城市佐敷字新開1番地236県営新開第二団地1-101
湧川真枝	那覇市三原1丁目22番24号第二花城荘2階
金城和加子	那覇市松川3丁目13番26号
泉スミ子	南城市玉城字船越111番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年10月12日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--